

厚木市文化芸術全国大会等出場奨励金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、文化芸術活動に対する意識高揚を図るため、文化芸術の全国大会及び国際大会に出場することにより、本市の文化振興に寄与すると認められる個人又は団体に対して、厚木市文化芸術全国大会等出場奨励金（以下「奨励金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 全国大会 国、地方公共団体又はこれに準ずる団体が主催する大会で、各都道府県において、予選会を経て選抜され、又は厳正かつ明確な基準により推薦された個人若しくは団体を対象として開催される全国規模のものをいう。

(2) 国際大会 アジア大会及び各種世界大会並びにこれらに準ずる大会で特に市長が認めるものをいう。

(3) 団体 当該大会の規定により登録された団体で、団体の構成員として認められた個人、指導者等（以下「構成員」という。）を含むものをいう。

(交付の対象)

第3条 奨励金の交付を受けることができる者は、全国大会又は国際大会に出場する者で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 市内に在住する者

(2) 市内に所在する団体

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、奨励金を交付しないものとする。

(1) 既に交付を受けている大会について申請する場合

(2) 厚木市から他の出場奨励金等の交付を受けている場合

(奨励金の額)

第4条 奨励金の額は、前条第1項第1号に規定する者にあつては、別表第1、同項第2号に規定する団体にあつては、別表第2に定める額とする。

(申請手続)

第5条 奨励金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、厚木市文化芸術全国大会等出場奨励金交付申請書により市長に申請しなければならない。

(奨励金交付の決定)

第6条 市長は、前条の規定により奨励金の交付の申請を受けたときは、内容を審査の上、適当と認めたものについて、予算の範囲内において奨励金の額を決定し、厚木市文化芸術全国大会等出場奨励金交付決定通知書により申請者に通知するものとする。

(奨励金の返還)

第7条 市長は、奨励金の交付を受けた者が大会に出場しなかった場合は、奨励金交付の決定を取り消し、既に交付した奨励金の全部又は一部を返還させることができる。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1 (第4条関係)

	金 額	
全 国 大 会 (個 人)	5,000 円以内	
国 際 大 会 (個 人)	国内開催	5,000 円以内
	国外開催	20,000 円以内

別表第2 (第4条関係)

区 分	人 数	金 額	
全 国 大 会 (団 体)	2～4	10,000 円以内	
	5～9	20,000 円以内	
	10～14	30,000 円以内	
	15～19	40,000 円以内	
	20人以上	50,000 円以内	
国 際 大 会 (団 体)	国内開催	2～4	10,000 円以内
		5～9	20,000 円以内
		10～14	30,000 円以内
		15～19	40,000 円以内
		20人以上	50,000 円以内
	国外開催	2～4	40,000 円以内
		5～9	50,000 円以内
		10～14	60,000 円以内
		15～19	80,000 円以内
		20人以上	100,000 円以内